

別 冊

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書【通信設備】（案）

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 小櫃 基住（以下「甲」という。）と、〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務【通信設備】（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は霞ヶ浦河川事務所が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙の霞ヶ浦河川事務所管理区間とする。

（業務の実施内容）

第3条 業務の実施内容は、地震・洪水等により発生した災害における河川応急復旧業務（通信設備関係（多重無線設備、光ファイバーネットワーク設備、テレメータ設備、自動電話交換設備、防災情報処理設備、CCTV設備、衛星通信設備）の応急復旧等）とする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは被害状況に応じて書面または電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。
2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者を定め、書面又は電話等の方法により甲に報告するものとする。
3. 乙は、要請を受けた場合直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該被害の応急復旧を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲または担当する事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙または第4条第2項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

（業務の完了報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面等により職員等に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。
2. 乙は、契約締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

（建設資機材等の提供）

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第8条第1項により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条第1項により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処理について、甲乙協議して定めるものとする。

(訓練・研修)

第14条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。
なお参加の可否については乙の判断によるものとし、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ、この協定を解除することが出来るものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第18条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 住所 茨城県潮来市潮来3510
氏名 国土交通省 関東地方整備局
霞ヶ浦河川事務所長 小櫃 基住

乙 住所
氏名

霞ヶ浦河川事務所 管理区間

